

(案)

沖縄県本庁舎改修に伴う産業廃棄物収集・運搬、処分等業務契約書（単価契約）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、甲の事業所から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分等を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に従い適正に行うため、次のとおり契約を締結する。

（法の遵守）

第1条 甲及び乙は、収集運搬及び処分等業務の遂行にあたって、法ならびにその他関係法令を遵守するものとする。

（許可証の写しの添付と許可の確認）

第2条 乙は、本契約を締結するに当たり、法に基づく委託業務に係る乙の廃棄物の収集運搬及び処分業許可証の写しを本契約書に添付する。なお、乙は、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

2 甲は、許可証の写しにより、次の項目および第3条記載事項が有効であることを確認する。

（1）収集運搬業

- ① 許可した都道府県、政令市
- ② 事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類）
- ③ 許可番号
- ④ 許可年月日と許可の有効年月日
- ⑤ 積替え保管の有無
- ⑥ 積替え保管場所の所在地および面積ならびに積替えを行う産業廃棄物の種類
- ⑦ 許可の条件

（2）処分業

- ① 許可した都道府県、政令市
- ② 事業の範囲（処分の方法ごとに取扱う産業廃棄物の種類）
- ③ 許可番号
- ④ 許可年月日と許可の有効年月日
- ⑤ 事業の用に供する全ての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、設置、許可年月日、許可番号）
- ⑥ 許可の条件

（委託業務の内容）

第3条 甲は、次に定める項目及び別紙仕様書に基づき、廃棄物の収集運搬及び処分等を乙に委託する。

（1）委託契約期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

（2）廃棄物の排出場所

沖縄県本庁舎（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号）

（3）業務内容

- ① (2)に定める排出場所の各執務室及び倉庫等から、廃棄物を搬出し、収集運搬処分すること。
- ② 収集・運搬した廃棄物等は、廃棄物と有価物に選別すること。
- ③ 選別した産業廃棄物及び有価物の処分後は、速やかに業務完了報告書を提出すること。
- ④ 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象の家電4品目については、家電リサイクル法に基づく沖縄県内の指定取引場所への運搬を行うこと。

(4) 産業廃棄物の収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

- ① 種類：混合廃棄物（木、鉄、廃プラ等）、家電4品目
- ② 予定数量：90,000kg(増減あり)
- ③ 単価：×××円/kg（消費税及び地方消費税を含まない）

(5) 産業廃棄物の処分に関する種類、数量及び委託単価

- ① 種類：混合廃棄物（木、鉄、廃プラ等）、家電4品目
- ② 予定数量：90,000kg(増減あり)
- ③ 単価：×××円/kg（消費税及び地方消費税を含まない）

※家電4品目の家電リサイクル券（消費税及び地方消費税込み）の購入に要した費用を追加することができる。

(6) 有価物の収集・運搬・処分に関する種類、数量及び委託単価（産業廃棄物の収集運搬及び処分にかかる費用と相殺する）

- ① 種類：鉄くず
- ② 上限数量：50,000kg
- ③ 単価：×××円/kg（消費税及び地方消費税を含まない）
- ④ 乙は、廃棄物等を選別し、有価物を収集したときは、当該有価物全量を乙の責任で適正に売却した上で、産業廃棄物の収集運搬及び処分等にかかる費用から控除する。

(7) 廃棄物に関する必要情報（性状、腐敗、揮発等の性状およびその変化、荷姿、混合による支障等の取扱上の注意事項等）

混合廃棄物（木、鉄、廃プラ等）、家電4品目

2 収集運搬業務にかかる項目

- (1) 受託者の産業廃棄物収集運搬業の許可または認定の事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類）
別添許可証のとおり
- (2) 委託する廃棄物の運搬の最終目的地の所在地
別添許可証のとおり
- (3) 積替え保管の有無 **有** ・ 無

3 処分業務にかかる項目

- (1) 受託者の処分の場所の所在地
別添許可証のとおり
- (2) 受託者の産業廃棄物処分業の許可または認定の事業の範囲（処分方法（取扱う産業廃棄物の種類））
別添許可証のとおり

4 中間処理産業廃棄物にかかる項目

（委託する産業廃棄物の処理が中間処理で中間処理産業廃棄物が発生する場所）

- (1) 中間処理産業廃棄物の最終処分の場所の所在地：
- (2) 最終処分の方法：
- (3) 最終処分にかかる施設の処理能力：
（産業廃棄物管理票（マニフェスト））

第4条 甲は、廃棄物等の搬出の都度、法に定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入し、乙に交付しなければならない。

（業務完了報告書）

第5条 乙は、甲から引渡しを受けた物に係る委託業務を完了したときは、遅滞なくそのことを甲に報告しなければならない。ただし、乙は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを送付することにより、業務完了報告書に代えることができる。

（義務と責任）

第6条 甲は、委託業務に支障が生じるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一、混入したことにより乙の業務に重大な支障が生じ、または生じるおそれのある場合には、乙は委託物の引取りを拒否することができる。

2 乙は、現場の安全衛生管理等について、関係法令に従いこれを行うこと。

3 乙は、法令および本契約に従い、甲から委託された廃棄物をその積込み作業の開始から処分まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲に責めに帰すべき場合を除き乙が責任を負う。

(委託料の支払い)

第7条 乙は、本業務を完了した部分について、あらかじめ甲の履行確認後、支払請求書を甲に提出する。

2 請求する委託料は、第3条第1項の産業廃棄物の収集運搬及び処分単価に数量を乗じて得た額から、同項第6号に定める有価物の収集・運搬・処分単価に数量を乗じて得た額を控除した額に対し、消費税額および地方消費税額を加えた額とする。なお、家電4品目に係る家電リサイクル券（消費税及び地方消費税込み）の購入に要した費用があれば、これに追加することができる。

3 甲は、前項の請求があったときは、当該請求書を受領した日から起算して30日以内にこれを支払う。

4 第3条第1項の単価が経済状態の変化、その他の事情により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

(契約保証金)

第8条 乙が納付すべき契約保証金は、沖縄県財務規則第101条に定めるところによる。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲から委託された業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託基準の範囲のものにかぎり再委託することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約の履行に際して業務上知り得た相手方の秘密を、法令に定めるものを除き、本契約の有効期間中はもとより契約期間終了後も第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。

(3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

(4) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。

(5) 乙が（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本号において同じ。）、次のいずれかに該当するとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者。法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約を使用とする相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材または原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は甲が契約に違反し、その違反により業務を完成することが不可能になったときは、契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定により本契約を解除する場合であっても、本契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、乙は当該廃棄物を処理しなければならない。

(損害賠償金又は違約金)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく第7条第1項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第14条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(協議事項)

第15条 本契約に定めのない事項および本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
名 称 沖縄県
代 表 者 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所または所在地
商号または名称
代 表 者

(案)

仕様書

沖縄県本庁舎改修に伴う産業廃棄物収集・運搬、処分等業務契約書（単価契約）第3条に基づく業務は、本仕様書の定めるところによる。本仕様書において、「甲」とは沖縄県知事とし、「乙」とは、廃棄物の収集・運搬、処分等を甲から受託する者とする。

- 1 業務の作業日程は、事前に甲と調整の上決定し、その都度甲の指示に従い、作業を実施すること。なお作業で用いる車両について、本庁舎地下駐車場を利用する場合、車高は2.2メートル未満となるため注意すること。
- 2 沖縄県本庁舎内の各階執務室等に保管されている廃棄物等を、各階執務室等から回収・収集し運搬、処分すること。また回収にあたっては、現地を事前に確認し、作業の安全を確保すること。
- 3 乙は、回収した廃棄物等を適正に処理し、可能な限り、再資源化を図るものとする。なお、ここでいう再資源化とは、鉄くず（原材料）としてリサイクルすることを意味し、回収物を現状の状態で第三者に転売するリユースは含めないものとする。
- 4 乙は、廃棄物等を完全に収集し、室内外周辺の清潔保持に努めること。
- 5 乙は、廃棄物等を収集する場合は、管財課担当者、守衛または警備員にその旨を連絡し、必要に応じ、その立会いのうえ搬出すること。
- 6 乙は、契約履行中に知り得た情報を漏洩し、他の目的に使用してはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- 7 廃棄物等の収集運搬用車両は、業務実施中であっても、他の車両等の通行を妨害する場所に駐車しないようにすること。
- 8 廃棄物等を収集運搬用車両に積み込む作業は迅速に行い、建物の損傷および騒音等に留意するとともに、他の業務に支障をきたさないよう十分注意すること。
- 9 廃棄物等の運搬中においては、適切な容器に入れて破損、飛散しないよう十分注意すること。
- 10 業務の実施に必要な機材にかかる費用は、全て乙の負担とする。
- 11 乙は、甲から廃棄物等の引渡しを受ける毎に、業務の完了について法定期間内に産業廃棄物管理票（マニフェスト）により甲に報告するものとする。なお、計量は1kg単位まで測定し正確に表示するものとし、1kg未満の場合は1kgに切り上げ。
- 12 業務について、本仕様書に疑義がある事項は、甲の指示を受け対処するものとする。